

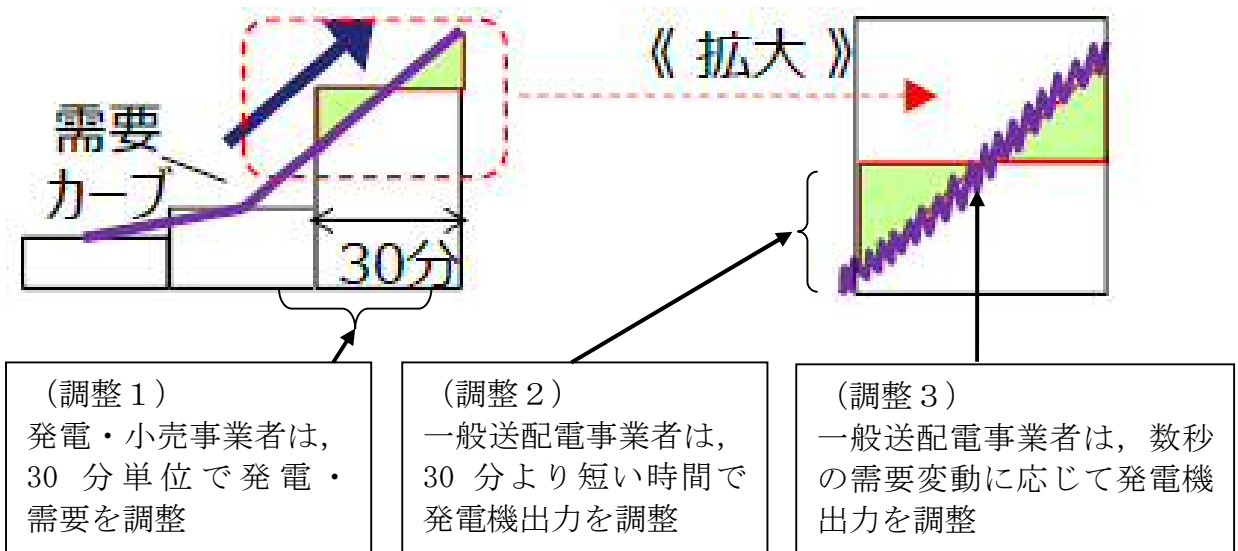
## 一般送配電事業者による周波数調整について

平成 28 年 4 月の事業ライセンス制導入以降、「計画値同時同量制度」が導入され、発電・小売電気事業者は、事前に策定した発電計画または需要計画と、実需給における発電実績または需要実績をそれぞれ 30 分単位で一致するよう調整することが義務付けられました（調整 1）。

一方、新たな制度において、計画と実需給との差分のうち、30 分より短い時間の需給変動（調整 2）および数秒程度の需要変動（調整 3）については、従来通り、一般送配電事業者（当社）が調整します。

このたび、周波数調整に活用する電源等として公募するのは、調整 2 および調整 3 を行うための電源等となります。

### ○ 周波数調整のイメージ図



以 上